

学位論文要旨

『国連による経済制裁と人道上の諸問題：「スマート・サンクション」の模索』

UN Sanctions and Their Humanitarian Issues: Searching for “Smart Sanctions”

早稲田大学大学院アジア太平洋研究科

博士後期課程

本多美樹

○ 問題の所在

国際連合(以下、国連)は、集団的安全保障の具体的な方法として、武力行使を伴う「軍事的措置」と、武力の使用を伴わず主に経済的力の行使を含む「非軍事的措置」のふたつを国連憲章において規定し、その決定を安全保障理事会(以下、安保理)に委ねている。

これらの強制措置のうち、国連憲章第7章第42条に規定された形での軍事的措置は国連創設以来一度も発動されていないのに対して、非軍事的措置は冷戦終結以降度々発動されてきた。とりわけ1990年代は「Sanction Decade(制裁の十年)」と称されるほど、国連による非軍事的措置が頻繁に発動された10年であった。

非軍事的措置は、武力行使を含まないため国際法上の許容範囲が広く、軍事的措置に比べて事実上機能しうること、物理的暴力を伴わないこと、また、違法行為者に対して予め発動の可能性を「明らかにしておくことによって平和破壊行為を事前に抑止する」効果が期待されていることなどから発動件数が増したと考えられる。

非軍事的措置の中でもとりわけ活用されてきたのが経済制裁である。経済制裁は、「経済」という国家運営に最も重要な分野に打撃を与えることから、特に今日のような経済的依存の発達した国際関係においては強力な措置と見なされている。さらに、包括的な全面輸出入禁止から、部分的な財政・金融上の措置、通商・貿易上の措置、渡航の制限および禁止措置、武器禁輸措置など多様な手段を含むことから、違法行為者の態度に応じて手段を組み合わせたり、措置の強度を変えたりすることによって柔軟な対応も可能である。

以上を理由として、国連は経済制裁を積極的に利用して、冷戦終結以降多発する内戦や民族

紛争、その結果としての民族抑圧や人権侵害、国境をまたいだテロ活動など様々な脅威への強制措置として発動してきた。

しかしながら、国連がイラク(1990年)、旧ユーゴ(1992年)、ハイチ(1993年)に対して発動したような一切の通商を禁止する包括的な制裁によって、本来制裁の第一義的な対象ではない無辜の人民への被害が次々と明らかになった。

そこで、たとえ憲章第7章に基づいて発動される措置であっても、人権保護の原則に則った「制限」が加えられてしかるべきであるとの考えが重要視され始めた。一般市民の犠牲を回避して保護を進める一方で、本来制裁を受けるべき対象により焦点を絞った措置を科すことが重要であることから、そのような効果を有する「スマート・サンクション(smart sanction(s))」の検討が1990年代末から唱えられている。

スマート・サンクションの考え方は、国際法違反の真の責任の所在を迫するという点で個人の国際法上の責任を問う国際刑事裁判と通底するものであり、戦闘員と文民の差異化の上に成立する国際人道法の基本構造とも合致するものである。その意味で、今後の国連経済制裁のあり方を問う重要な課題として議論を重ねていく必要があると考える。

○ 本論の目的と意義

筆者は、多くの国家が広範な共通意識をもって、国際社会に共通する脅威に共に取り組んでいく過程、つまり、国家の集合体である国連が経済制裁という手段をもって脅威を解決していく過程を考察することを目的とする。本論では、経済制裁を、国連がもちうる集団的安全保障実現のために活用できる唯一の強制措置であると位置づけている。しかし現実には、措置には改革すべき点が多々あり、制裁下での一般市民への配慮もまた不可欠である。

ゆえに、国連加盟国および研究者らが英知を絞り、スマート・サンクションの議論を重ねていくとともに、安保理だけでなく、国連関連機関が必要に応じて組み合わせを変え、戦略を練り、互いにうまく機能するようなシステム作りが急務であると考えられる。

よって、本論は、国連経済制裁が人道的かつ有効的な措置となるためにはいかに改革されるべきであるかを人道的、政策的な見地から考察することを目的とする。

国連の非軍事的制裁に関する先行研究には多くの蓄積があり、参考にすべき点は多大である。しかしながら、総じて、国際法学からの研究には十分な蓄積があるが、人道的、政策的視点からなされたものは物足りないと言わざるを得ない。ひとつの方法論だけでは不十分である。法学的判断だけでなく、政治的、人道的、政策的な面から併せて論じたものがあれば、国連経済制裁を

より広く深く理解することができると思う。

また、本論は、国連による対イラク制裁中に導入された人道的措置を中心に、制裁末期までの過程を詳細に分析することを特徴とする。

そして、その人道的措置が、スマート・サンクションとして緻密に検討されていくプロセスを分析した後、スマート・サンクションが実際の制裁にどのように反映されているのかを、実例を示すことによって明らかにする。これまで国連経済制裁をスマート・サンクション視点から分析した研究は見られないことから、本論のオリジナリティーと考える。

○ 本論の構成

本論を3部で構成する。

第1部においては、国連経済制裁の重要性と期待される役割について整理し、経済制裁が抱える諸問題について考察を加える。国連経済制裁が理論上どのような機能を持ち、国際法上どのような地位にあり、強制措置としてどのような点が期待されているのかについて整理する。

第2部においては、第1部で概観した諸問題を包含する事例として対イラク制裁を取り上げる。イラクへの制裁は、13年間という長期間に亘って医療物資および食料品以外のほとんどの通商を禁止した国連史上前代未聞の厳しい制裁であったこと、また、制裁下において、規模と複雑さにおいても国連史上最大の人道的例外措置が導入されたこと、また、後に本格的に議論されるスマート・サンクションの要素を多く含んだ事例であったことから、本論においてふさわしいと考える。

そして、第3部においては、国連経済制裁はどのように改革されるべきなのかを、スマート・サンクションの議論を基に、人道的、政策的見地から考察する。その際に、かつては戦争の倫理的側面を問うため、現在は経済制裁の倫理分析に用いられる「正戦論」枠組みを基に国連経済制裁の倫理的側面を考える。さらに、スマート・サンクションの議論が実際の制裁にどのように反映されているのか明らかにするために、現在発動中の制裁事例とその内容を分析する。

結論においては、国連経済制裁措置の道義性と実効性について幅広い検討を試みる。

(2,646字)